

重要事項を記した文書

介護老人保健施設 ニューエルダーセンター
(介護予防) 訪問リハビリテーション

1. 利用料 (利用者 1割負担分)

・基本料 (要支援)	298円/回
・基本料 (要介護)	308円/回
・短期集中リハビリテーション (要介護・要支援)	200円/日
退院・退所日又は認定日から起算して3月以内 (20分以上)	
※但し、短期集中は1週におおむね2日以上、1日当たり20分以上の訪問リハビリテーションを実施	
・サービス提供体制加算Ⅰ (要介護・要支援)	6円/回
・リハビリテーションマネジメント加算 (A) イ (要介護)	180円/月
・リハビリテーションマネジメント加算 (A) ロ (要介護)	213円/月
・事業所の医師が利用者又はその家族に訪問リハビリテーションの説明を行い、利用者の同意を得た場合	270円/月
・認知症短期集中リハビリテーション実施加算	240円/日
・口腔連携強化加算	50円/月

一定以上の所得のある利用者についてはサービス利用時の負担割合が 2割・3割になります

利用料 (利用者 2割負担分)

・基本料 (要支援)	596円/回
・基本料 (要介護)	616円/回
・短期集中リハビリテーション (要介護・要支援)	400円/日
退院・退所日又は認定日から起算して3月以内 (20分以上)	
※但し、短期集中は1週におおむね2日以上、1日当たり20分以上の訪問リハビリテーションを実施	
・サービス提供体制加算Ⅰ (要介護・要支援)	12円/回
・リハビリテーションマネジメント加算 (A) イ (要介護)	360円/月
・リハビリテーションマネジメント加算 (A) ロ (要介護)	426円/月
・事業所の医師が利用者又はその家族に訪問リハビリテーションの説明を行い、利用者の同意を得た場合	540円/月
・認知症短期集中リハビリテーション実施加算	480円/日
・口腔連携強化加算	100円/月

利用料（利用者 3割負担分）

・基本料（要支援）	894円/回
・基本料（要介護）	924円/回
・短期集中リハビリテーション（要介護・要支援） 退院・退所日又は認定日から起算して3月以内（20分以上） ※但し、短期集中は1週におおむね2日以上、1日当たり20分以上の訪問リハビリテーションを実施	600円/日
・サービス提供体制加算Ⅰ（要介護・要支援）	18円/回
・リハビリテーションマネジメント加算（A）イ（要介護）	540円/月
・リハビリテーションマネジメント加算（A）ロ（要介護）	639円/月
・事業所の医師が利用者又はその家族に訪問リハビリテーションの説明を行い、利用者の同意を得た場合	810円/月
・認知症短期集中リハビリテーション実施加算	720円/日
・口腔連携強化加算	150単位/月

2. 営業時間

月～金（13：30～17：30）

祝日・年末年始（12月31日～1月3日）

3. 身体拘束

- ・原則として拘束しない。
- ・止むを得ずの場合は医師の指示書を利用者、家族に示し文書による同意を得たうえで実施する。

4. 訪問利用者が当施設サービスに対して、苦情を申し出る場合は次の通りとする

- ・苦情申し立てに対し迅速かつ漏れなく対応するための苦情受付窓口は以下の通りとする。

担当者：大前 和憲

TEL：086－526－6111

受付時間：月～金（8：30～17：30）

- ・担当者は受付けた苦情については全件記録し、その場で対応可能な苦情は直ちに処理し利用者に説明し同意を得る。
- ・その場で対応できない苦情については、遅くとも翌々日中に関係職員と苦情処理対策会議を開催し、利用者に何らかの返答を行う。すべての苦情に対して申出日から1週間以内に利用者の同意を得るべく対応策を検討し、改善をはかる。
- ・なお、苦情処理検討の段階で当施設外の第3者機関との連携を取る必要が生じた場合には、利用者の同意を得たうえで当該第3者機関と折衝する。

倉敷市 介護保険課 086-426-3343 祝日を除く月～金 8：30～17：15

岡山県国民健康保険団体連合会 086-223-8811 祝日を除く月～金 8：30～17：00

浅口市役所 高齢者支援課 0865-44-7113 祝日を除く月～金 8：30～17：15

総社市役所 長寿介護課 0866-92-8369 祝日を除く月～金 8：30～17：15

矢掛町役場 保健福祉課 0866-82-1013 祝日を除く月～金

5. 当サービス中の**事故発生時の対応**については次の通りとする

- ・サービス提供時に事故が発生した場合、当事業所は利用者に対し、必要な措置を講じます。
- ・前2項のほか、当事業所は利用者の家族等、利用者又は扶養者が指定する者に対して速やかに連絡します。

6. 職員配置

管理者 1名

医師 1名

理学療法士・作業療法士等 1名以上

7. 職員の勤務体制

従業者の職種	勤務体制
管理者	兼務で勤務
理学療法士	兼務で勤務
作業療法士	兼務で勤務

8. 個人情報の取り扱いについて

当事業所は、サービス提供の際に知り得た個人情報につきましては、個人情報保護法に基づいて適正に取り扱います。

9. サービス提供記録の開示について

サービス提供の記録（カルテ）の閲覧につきましては希望に応じます。なお、閲覧希望な方は原則として、ご本人様となりますのであらかじめご了承ください。

10. 緊急連絡先

介護老人保健施設 ニューエルダーセンター 訪問リハビリテーション

（０８６）５２６－６１１１

担当 大前 和憲

平成３０年４月１日施行
２０１９年１０月１日施行
２０２１年４月１日施行
２０２４年６月１日施行